

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録  
(平成21年度第1回)

1 日 時 平成21年11月17日(火) 午前10時から午後  
12時30分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎第5会議室

3 出席者

(1) 委員 鹿島秀樹(会長)、和中信男(職務代理者)、大森斎、  
北谷博和、近藤澄子、志水清隆、高橋美智子

(2) 市職員 福祉保健部次長兼地域福祉推進課長 三ヶ尻秀男  
福祉保健部地域福祉推進課長補佐 山崎信孝  
福祉保健部高齢者支援課地域包括支援センター担当主幹 市川 勉  
福祉保健部高齢者支援課福祉相談担当主査 小塚栄志  
福祉保健部障害者福祉課長 坪井秀昭  
福祉保健部障害者福祉課長補佐 松尾大資  
環境安全部次長兼防災課長 石阪康平  
環境安全部防災課長補佐 石川佳正  
都市整備部計画課地域まちづくり担当副主幹 楠本俊二郎

(3) 事務局 政策総務部広報課長補佐 村野良男、同広聴担当主  
査 加藤康生、同主任 遠藤公巳明

4 議 題

- (1) 会長及び職務代理者の選出について
- (2) 会議の公開について
- (3) 個人情報の収集等に係る諮問について(審議事項)
- (4) 個人情報を取り扱う事務の届出について(報告事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

(事務局) 本日はお忙しい中ご足労いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。本日の会議内容は、お手元の会議次第のとおりでございますが、会長及び職務代理者が選出されますまで、私、政策総務部広報課の遠藤が進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、委嘱状の交付でございますが、本来ならば、市長から、委員の皆様一人ひとりにお渡しすべきところでございますが、委嘱から審議会の開催までしばらく間隔がありましたので、事前に送付させていただいております。これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様の任期は、府中市情報公開条例第34条第3項の定めるところによりまして、委嘱日から2年間となりますのでよろしくお願いいたします。

次に、政策総務部広報課長補佐村野からご挨拶申し上げます。

(広報課長補佐) おはようございます。広報課長補佐の村野でございます。本日はご多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には今後2年間にわたりまして、個人情報の取扱いなどについて、ご審議をいただくこととなります。本日の審議事項につきましては、災害時において、避難支援を必要とする方々の情報の収集等の取扱いについてなどです。個人のプライバシーにかかわる問題ですので、皆様には慎重な審議をいただきまして、有効な結論を導きだしていただくようお願いいたします。

(事務局) それでは次に、会議次第2としまして、各委員の皆様をご紹介申しあげます。紹介順は、五十音順とさせていただきます。はじめに、大森斎様でございます。次に、鹿島秀樹様でございます。次に、北谷博和様でございます。次に、近藤澄子様でございます。次に、志水清隆様でございます。次に、高橋美智子様でございます。そして、和中信男様でございます。なお、岩田正美様、橘和尚道様、中島武様につきましては、本日、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。以上が審議会委員の皆様でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。広報課長補佐の村野でございます。広聴担当主査の加藤でございます。そして私、主任職の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の諮問事項及び報告事項の担当課職員を紹介いたします。順に自己紹介をお願いします。

(防災課) 環境安全部防災課課長補佐の石川と申します。

(防災課) 環境安全部次長兼防災課課長の石阪と申します。

(高齢者支援課) 福祉保健部高齢者支援課福祉相談担当主査の小塚と申します。

(高齢者支援課) 福祉保健部高齢者支援課地域包括支援センター担当主幹の市川と申します。

(地域福祉推進課) 福祉保健部地域福祉推進課課長補佐の山崎と申します。

(地域福祉推進課) 福祉保健部次長兼地域福祉推進課課長の三ヶ尻と申します。

(障害者福祉課) 福祉保健部障害者福祉課課長の坪井と申します。

(障害者福祉課) 福祉保健部障害者福祉課長補佐の松尾と申します。

(計画課) 都市整備部計画課地域まちづくり担当副主幹の楠本と申します。

(事務局) それではここで、本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料が数多くございますので、不足の資料がございましたらその場でお申し出くださいますようお願いいたします。

はじめに、事前にお配りした資料を確認いたします。本日の会議次第が1枚ございます。

次に、諮問文書の写しと諮問事務一覧がございます。

次に資料1、災害時要援護者名簿作成事業について。

次に資料2、関係法令をまとめたもの。

次に資料3、国からの通知文書の写し。併せて別添文書1から3。

次に資料4、災害時要援護者名簿のイメージ。

次に資料5、対象者へお送りする名簿登録の依頼文書と届出書。

ここまでの事前にお送りした資料でございます。

次に本日お配りしました資料といたしまして、報告事項にかかる資料6、計画課から提出のありました個人情報取扱事務届出書の写し。

次に、審議会委員の皆様の名簿。

次に、今回の任期で最初の審議会でございますので、

参考といたしまして個人情報保護条例等、本審議会の関係例規をまとめたもの。

以上でございます。皆様、不足の書類はございませんでしょうか。

それでは次に、会議次第3の(1)、本審議会の会長及び職務代理者の選出に移ります。府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第3条の規定に基づき、会長につきましては、委員の互選、会長代理につきましては、会長の指名となっております。よろしくご協議をお願いいたします。

(委員) 前回の任期において職務代理者をお務めになっていた、鹿島委員に会長職をお願いするのがよろしいかと思いますが、皆様はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) それではここで席の移動をしていただきたいと存じます。

(鹿島委員が会長の席に着席)

(事務局) 鹿島会長に職務代理者の方を指名していただきたいと存じます。

(会長) 前回の任期まで3期にわたり委員をお務めになり、また、人権擁護委員でもあります和中委員をお願いしたいと考えていますが、和中委員いかがでしょうか。

(和中委員承諾)

(事務局) それではここで席の移動をしていただきたいと思います。

(和中委員が職務代理者の席に着席)

(事務局) それでは、ここで、会長からごあいさつをいただきたいと思います。鹿島会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 初めてお目にかかる方もおられますので、簡単に自己紹介をいたします。本職としては、府中市内で弁護士をしております。最近是人権擁護委員、この委員など弁護士以外の仕事も増えております。そして6年間、この委員も務めております。府中市が有しているさまざまな個人情報を適切に第三者に提供する、また、個人情報を取り扱う中でプライバシーが侵害されないか、個人情報の保護と活用のバランスがとれているかの検討が、この審議会で行われます。ここで決まることが法令に近い扱いがなされるという重要な役割ですので、委員の先生方も活発な議論をお願いしたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。さて、本日の審議会でございますが、7名の委員さんにご出席いただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項に定める、会議を開くことができる出席委員の人数を満たしております。ここからは、鹿島会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さ

んよろしく申し上げます。では、会議次第3の(2)、「会議の公開について」でございますが、府中市情報公開条例第32条には、会議の公開の原則が定められておりますので、このことを勘案し、本審議会の議事は原則公開としたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

では、会議次第3の(3)、「個人情報の収集等に係る諮問について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今回は、「災害時要援護者名簿作成事業」で取り扱うこととなる個人情報について、諮問するものです。ここで、諮問する理由につきまして、若干、説明させていただきます。

本日の議題となっております「災害時要援護者名簿作成事業」は、災害発生時に自ら避難することが困難と思われる災害時要援護者の所在情報を事前に把握し、円滑な避難支援を行えるように備えることを目的としております。この一連の事務の流れにおきまして、センシティブ情報の収集、個人情報の目的外利用、外部提供が発生いたします。

お手元の、資料2の裏面をご覧ください。「府中市個人情報の保護に関する条例」では、条例第8条におきまして、センシティブ情報である社会的差別につながる情報や病歴等の収集が法令に定めのある場合を除いて禁じられております。法令に定めのない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、収集することができるという規定が、同じく第8条に定められております。

また、第14条第1項及び第2項におきまして、実施機関が個人情報を目的外利用したり、外部へ提供し

たりすることが禁じられております。目的外利用及び外部提供をするためには、第14条第3項第1号から第5号に定める事由のいずれかに該当する必要がございます。資料1の3頁目、いわゆる「C名簿」「E名簿」のように、このいずれにも該当しない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、外部提供ができるという規定が、第14条第3項第6号に定められております。

なお、資料1の2頁目、「5. 作成名簿」のうちいわゆる「A名簿」「B名簿」のように、本人から収集する情報もでございます。これらにつきましては、個人情報保護条例第7条第1項に定める本人から収集する原則に沿ったものでございますので、先ほどご説明いたしましたセンシティブ情報に当たる部分を除きまして、今回の諮問事項からは除かせていただいております。また、条例第14条第3項第1号の、本人同意に基づく外部提供につきましても、今回の諮問事項からは除かせていただいております。

それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書朗読)

以上でございます。

それでは、引き続き、「災害時要援護者名簿作成事業」を所管する部署のうち、高齢者支援課の担当職員から、個人情報の収集等を行う理由や具体的な流れなどをご説明いたします。

(高齢者支援課) それでは、資料に基づき説明いたします。



この事業は、大規模災害があった時に、ひとりでは避難することが難しい高齢者や障害者の方を、隣近所の方が力を合わせて避難支援する仕組みをつくるために、市が保有する情報を自治会や民生委員、また地域の協力者に提供するものでございます。大規模な災害があった場合、市役所や消防署など行政機関が行う支援には限界がございます。行政の支援を待つよりも、住民の方々が支援していくことが極めて重要であるということが、過去のいろいろな事例から明らかになっています。事業の実施の背景は、都や国からの要請もございますが、それにも増して、自治会や民生委員の皆様から要援護者を支援するために、市から個人情報を提供してほしいという要望を以前からいただいていることがございます。個人情報を保護することと、災害時に要援護者を支援することという、どちらもないがしろにできない課題をどうしたら解決できるかという視点で、この仕組みを考え提案させていただきました。ぜひ趣旨をご理解いただき、この仕組みが有効に機能いたしますよう、ご審議いただきたいと思います。

(高齢者支援課) 詳細につきまして説明させていただきます。資料1をご覧ください。収集する個人情報ですが、氏名、生年月日、住所、電話番号、所属自治会、同居人、緊急連絡先、該当理由、特記事項でございます。特記事項は、避難支援者に伝えておきたいことを要援護者ご自身から報告していただきます。名簿を作成する時、医療情報等が必要になるという指摘もあるのですが、情報漏えいの危険性を少なくするため、市が収集する情報は最小限にし、医療情報等のセンシティブな個人情報はこれからお話しする「救急、災害時医療情報キッ

ト」を活用しまして、自宅の冷蔵庫に専用容器に入れて保管していただく形になります。医療キットは、災害時だけではなく、救急要請時などにも活用していただけます。

災害時要援護者名簿ですが、対象者として、高齢者については、介護保険法第27条の規定による要介護認定を受けた者のうち要介護度3以上の方です。また、75歳以上の者のみで構成される世帯の方。障害者は、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた1級から3級までの方で、一人暮らしの肢体不自由者及び肢体不自由のみの世帯の方。また、同じ第3号の手帳の交付を受けた1級、2級の方で、一人暮らしの視覚障害者及び視覚障害者の方。第3号の手帳の交付を受けた1級の方で、一人暮らしで呼吸機能障害者及び呼吸機能障害者のみの世帯の方。東京都愛の手帳交付要綱に基づく1度から3度の愛の手帳の交付を受けている一人暮らしの方。精神保健福祉法第45条に基づく精神保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級から3級までの一人暮らしの方。そして、その他市長が必要と思われる方でございます。

名簿は、全対象者の方がたに市から通知をいたしまして、回答によりまして、AからEに分けます。まず、A名簿は、対象者の中から援護の希望があった方の名簿です。配布先は、自治会、自主防災組織、府中市消防団、民生委員、社会福祉協議会、府中消防署、府中警察、支援センターです。情報の内容は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、所属自治会、同居人、緊急連絡先、該当理由、特記事項です。B名簿は、A名簿には登録を希望しないが、救急、災害時医療情報キットの配布は希望する方の名簿です。キットは民生

委員に配布をしていただき、民生委員、支援センターにキットの作成の支援をしていただきます。C名簿は、名簿記載及びキットは希望しないが、災害時は要援護者である方です。この名簿は民生委員、支援センターでさりげない見守りを行い、状況を把握していきます。D名簿ですが、一定の条件で住民基本台帳から抽出するなかで、要援護者でない方も抽出してしまいます。単身者、及び高齢者のみの方ということで抽出しますと、実体としては同居されている方でも別の世帯として登録している場合、対象外であるにもかかわらず抽出されてしまいます。この名簿は、今後の名簿更新等の際にそうした対象外の方がわかるようにするための名簿です。概念上の名簿になります。そしてE名簿ですが、回答がなかった方の名簿です。認知症や疾患で、ご自身で申込みができない場合がございます。民生委員と支援センターに名簿をお渡しして、そのような方に申請するよう促していただき、支援のお手伝いをしていただきます。なお、「支援センター」とは介護保険法第145条の45第1項に規定する地域包括支援センター、老人保険法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターすなわち在宅介護支援センター、障害者自立支援法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者であり、それぞれ、個人情報保護の条項を明示し、委託契約または、指定管理者契約を行っております。

実際の作業手順ですが、1月ごろを予定していますが、住民基本台帳から対象者を抽出して、約1万3千から1万4千人に対して登録届をお送りいたします。希望する旨回答をいただいた方はA名簿に登録し、平成22年4月をめどに自治会にお配りする予定です。

自治会で、協力者を決めていただき支援をします。ここで、自治会に加入していない方への対応をご教授いただきたいと思います。この方がたについては、民生委員へ名簿をお渡しします。そして、民生委員に該当する自治会と調整していただきます。どうしても協力者が決まらない場合は、民生委員が、その地域の方に相談をして協力者を決めていただきます。その時民生委員からある程度の情報を地域の方にお渡しして決めていただきますが、その情報の内容をどこまでにするべきかご教授をお願いします。これが、諮問事項一覧表の2の3でございます。また、民生委員が地域の協力者を探す時に、本人の情報を地域の協力者の方にどこまで提供できるかご審議いただきたいと思います。どうしても決まらない方は、一時避難所に名簿を置かせていただき、発生時に避難所単位で安否確認をしていきます。続きまして、B名簿については、同じく支援センターへ名簿を送付しまして、民生委員を通じてキットを配布していただき、ご自分で必要事項を記入し冷蔵庫に保管していただきます。回答が不同意の方は二つに分かれます。一つはキットを希望する方。もう一つは、キットは不要だが要援護者にあたる方です。後者は支援センターに名簿をお渡しします。キットは不要で非該当の方はD名簿になります。回答がない方は、E名簿への登録となりますが、その方たちに関しては、支援センター、民生委員に実態調査を行っていただき、申請のお手伝いをさせていただきます。

今回、諮問事項でお願いしたいことは、センシティブ情報を収集することのほか、自治会等未加入者の方で協力者が決まらない方に対して、事前にどこまで情報をお話しできるかが一点。そしてC名簿、E名簿に

関して、民生委員の方々に名簿を配布して日頃からの見守り、若しくは、回答のない方に申請の補助をしていくことがもう一点。そして、住民基本台帳から名簿を抽出することが目的外利用に当たるという点です。これらについてご審議いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

(会 長) それでは議論に入っていきたいと思います。ご覧いただいたとおり論点が多岐に渡ります。どこが論点にあたるかという点と、まず、名簿がAからEまでであるということがあります。そして、それぞれ扱っている内容にばらつきがあること。また、今回、審議を求められているいくつかの点があります。論議が少し難しい審議事項になると思います。若干うかがいたいのですが、例えば、精神保健福祉法第45条に基づく手帳を受けている1級から3級までの一人暮らしの方、これは該当理由においてどの程度言及することを想定しているのでしょうか。

(障害者福祉課) 精神保健福祉手帳は本人から申請に基づいて、東京都が交付の可否を決めているものですが、情報は、府中市でも把握はしています。

(会 長) 具体的に、どの程度まで該当理由を名簿に書き込むのかをお聞きしたい。

(障害者福祉課) 名簿の中にどの程度書き込まれるかですが、資料4の右から2番目に該当理由とあります。障害者の方は障害者のところに○が付きます。そして右側に特記事項とありますが、その中に具体的な内容が書き込まれ

ます。

(会 長) 例えば精神的な障害者の場合は、障害者というところに○が付く。特記事項に具体的な内容が書かれるということですね。

(高齢者支援課) 特記事項はご自分で書いていただきます。

(会 長) 自分で書かなければ障害の内容がわからない状態ということですね。そのため、より細かなことは、医療情報キットの方に書き込んで保管しておくということですね。

(障害者福祉課) 障害の場合は、身体障害、知的障害、精神障害などありますが、支援の仕方が違ってきますので、種別は分けたいと考えております。

(会 長) 資料4の表によると障害者としか書いていないので、特記事項に何か書き込む必要が出てきますね。ご本人が書いてくれていなくても書くことはあるのですか。

(障害者福祉課) できるだけご本人に書いていただきたいのですが、障害の種別は分かるようにしたいと思います。

(会 長) 若干説明に食い違いがあるように思いますが、高齢者支援課の方はそのとおりでいいのですか。

(障害者福祉課) 書き方としては本人からの情報と市の情報を合わせていくことになるかと思えます。

- (会 長) さて、皆さんからの質問はいかがでしょうか。
- (委 員) 一緒に議論ということで、会長にも入って行ってほしいと思います。
- (会 長) まず、A名簿は自治会や市の消防団に情報を提供するものですね。センシティブ情報も含まれますので、条例第14条の外部提供との問題で慎重に考えなくてはいけない。ただ、申請書の方に同意すると入っているので、外部提供はOKですということになります。見ていただきたいのですが、資料5の中に「個人情報の取扱いについて」という項目がありますが、本人同意があると打ち込んであるので、第14条についてはOKという理屈になる。同時にA名簿の問題は、さらに情報収集にあたり第8条で審議会のOKが必要になるという形になっています。そこで、第一に考えることは、同意があるから第14条はOKという中で、第8条も審議会においてOKを出していいのかと。これにより両方ともクリアしたことになると言っているのか。例えば精神面で問題を抱えている人について、その申請書の同意の意思表示を慎重に捉えていかなければならない。A名簿は自治会や消防団など個人情報の伝播範囲が広いが、その中でのセンシティブ情報の取扱いについてどう考えるか、まず、その点についていかがですか。
- (委 員) 私たちの地域は、お年寄りが一人で暮らしている方がとても多くいます。生死にかかわりますし、何処まで踏み込んでいいのかどうかは、とても難しい問題だと思います。

- (会長) 自治会の方が善意でやったださることで、具体的に動くとなると、ある種の引き受け行為となるので、最後までやりきってもらわないといけない。難しい問題ですね。
- (委員) 当然府中市だけの問題ではないので、今までに、具体的に検討され、実施している例はないのですか。
- (会長) 大規模災害問題が起きていますね。全国的にこのような制度を構築する動きが今まさに出てきているところではないですか。
- (高齢者支援課) 近隣市におきましても取り組みを進めております。支援の方法はいろいろですが、個人情報地域の方に提供して支援していく仕組みを作ろうとしているのはどこの市も共通です。
- (委員) それであれば、今すぐ具体化するより、もう少し流れを見ながら慎重に審議したうえで、実施したらどうでしょうか。
- (委員) 特に、Eの名簿は回答がないという問題が発生した場合は、どうやって解決していくのか。支援センターによる実態調査をやることによってEという名簿は最終的にはなくなってしまうものですね。回答しなかった人に対して、どうやって説得していくのか。手順をしっかりとっておかないと問題が出てくる危険性もあると思います。難しい問題です。



(会 長) 無回答の人たちには2つのグループがあると思います。回答する能力がない人と、放っておいてほしいと思う人がいると思います。後者の人に市の方がアプローチしていくのは難しいです。そこで前者の方をどう捉えていくか、民生委員や支援センターの方で知らせて支援していくことができるかが問題です。それからC名簿にも問題があります。名簿登載を希望しない人とあるが、その人はある意味、先ほどの放っておいてほしい人ですね。そういう人の名簿を市が作って民生委員や支援センターに提供することがいかなものか。

(委 員) 細かなことですが、キットを配布するとあります。これを冷蔵庫の中に入れてありますが、入っていることを示すマークをつけるのですか。

(会 長) キットが冷蔵庫にあることは、本人が救急隊員の方に言わないといけないのですか。

(防 災 課) いえ、冷蔵庫とか玄関等にマークをつけたりすることを考えております。

(会 長) さて、もう1点挙げると、A名簿で自治会加入者の名簿から民生委員に情報が提供されて、地域協力者という名宛人が明確でない状態の方に依頼するという流れですが、その地域協力者に収集された情報を提供するという構造になるのですね。この地域協力者をどのように特定し、捉えていくか、また、そこまで情報を伝えることを認めるか、どのように情報の保秘をしていくのか、難しい問題ですが、皆さんはどうお考えになりますか

(委員) AからEまで何も問題なく整理するのは難しいと思います。相当論議しないとここで結論は出せないと思います。ご本人から申請があった場合についてはまとめることは可能だと思いますが、A名簿からE名簿まで全部の結論を出すのは無理があると感じます。

(委員) 災害がいつ発生するかは分からないので、私としては本人から同意をもらっている範囲内でも、できることから事業として進めていくことが大事だと思います。

(会長) ということは、この諮問については場合によってはOKということですか。

(委員) A名簿からE名簿のなかで、可能な範囲で進めていく。

(委員) 私も、少しでも早く、完璧なものではなくても、できるところから進めていくべきと感じます。

(委員) 今回は、本人から申込みがあったものから実施していく。そこから始めることもできると考えます。そして本人同意がないものについてはじっくり考える。すべてをクリアするには時間が必要だと思います。

(会長) やれるところからということですね。市ではグランドデザインのものを考えているわけですが、本審議会としては、部分的に大丈夫と思われるところを抽出していきましょう。まず、住民基本台帳等の情報を抽出して、名簿を作るという目的外利用については、審

議会でもOKを出してよろしいですね。あとは、名簿の順番に従ってみていきたいのですが。

(委員) Eまでまとめることについて、会長としては、可能とお感じになりますか。

(会長) まず、情報抽出に伴う目的外利用はいいと思います。A名簿については、地域協力者まで情報提供することになっているのを、民生委員までにするなど修正することができれば可能かもしれません。E名簿の問題は、構わないでほしい人にしつこくしなければ、あとは自己責任ということで捉えられますので、クリアできると思います。ただ、A名簿で大きな問題があると思います。外部提供は同意があればいいとあるが、真の同意であるかを確認する方法が登録届だけでいいのかということが論点としてあると思います。また、地域協力者をどう捉えるか。情報提供は民生委員止まりにするか。

(委員) 民生委員は少ないですね。これだけの数を把握できるか。本来なら地域協力者が本当はいいのですね。

(会長) この制度では、地域協力者は実質的な担い手となりえますね。

(委員) 当初は民生委員くらいまでで止めておいて、当然住民から意見が出ると思います。そこで、今後審議会で修正していけばいいと思うのですが、どうでしょうか。

(委員) A名簿を中心に考えていき結論が出た段階で、まず、

E名簿を置いておいて議論した方が進み易いと思います。

(会 長) 難しい案件ですので、今日結論を急がなくてもいいとは思いますが、今日の会議の中で、すべて疑問などを出し切っておくべきと考えております。

(防 災 課) 私どもとしては、この事業を進めるにあたっては、最終的には要綱を整備しなければならないと考えております。そして、情報提供するにあたっては誓約書をいただくという形で個人情報保護の担保はしたいと考えております。

(委 員) 個人情報はどこまで広がるかということが懸念されるのですが、一方で災害がいつ発生するかも分からないので、できるところから進める方向で検討していかなくてはならないとは思っています。

(防 災 課) 補足させていただきます。この制度では要援護者に対してマンツーマンでの救出はできないと考えます。協力者については複数の方を決めておくのが重要と考えておりますので、ある面では情報がより多くの方に広がるが必要になってきます。災害時は自助が第一、そして共助、地域の方の協力でお互いに助け合って命を守っていただきたいと思っています。

(会 長) 地域協力者の具体的なイメージは。

(高齢者支援課) まず、お隣近所、防災ボランティア、老人クラブという範囲で、民生委員が適任の方を探していくことを

考えております。また、提供する情報の範囲が問題あれば絞ってもよいとも考えております。自治会や民生委員だけでは支えきれないので、地域協力者の協力がなければ要援護者の支援はできないと考えております。

(会 長) イメージは分かりました。

(委 員) 近所の方ですから、名前さえ分かるリストがあれば協力できるのではないのでしょうか。全部の情報は、民生委員の方で留めておいて、何かあればリストを公開して動いていただくようにすればよいのではないのでしょうか。地域協力者に提供する情報は最低限にして、この方に支援が必要だと。

(会 長) 市の方が考えているのは、複数の人を地域協力者として特定して情報を渡すことが前提です。今のご意見ですと、民生委員が持つ情報を災害時に地域協力者に提供するということですね。

(委 員) 住所などはいいから、名前だけでも。

(会 長) 一旦大規模災害が発生すると、それでは対応できないかもしれません。

(委 員) それであれば封印した要援護者のリストを作っておいて地域協力者に渡し、何かあったときに開けて、皆さんに配っていただくことができるのでは。そしてリストは1年単位で回収する。そうすれば、普段情報が漏れることはないのでは。

(高齢者支援課) 自治会に入っていない方の名簿ですが、民生委員にお渡しして、民生委員と自治会長さんと調整をさせていただいて、そこで協力者を決めていただきたいと考えております。また、自治会などの協力が得られない方については民生委員に依頼して協力者を決めてもらうように考えております。

(委員) 守秘義務の誓約書をもらうのはどの範囲ですか。情報が提供されたところには全部もらうのですか。

(防災課) A名簿に関しては、名簿を組織に提供する場合は自治会長、役員などから誓約書を出していただきます。

(会長) 自治会加入者の方は自治会に提供して、さらに、地域協力者に提供されるのですが、その地域協力者の方たちからの誓約書は誰が取るのですか。

(防災課) 協力者個々の誓約書を考えております。

(会長) 多くの場合は、民生委員が直接地域協力者を見つけるのではなく、自治会加入者として自治会経由で協力者を探すわけですから、誓約書を取らずにやることは一定の問題があるのでしょうか。

(委員) 実際、災害発生時には近所同士で情報交換することも多いでしょうから、市からの情報は、自治会長、民生委員までに留めておいた方がいいのではないのでしょうか。

(委員) あとは自治会長の判断で。情報提供自体は必要なこ

とだと分かっているのです。

(会 長) 平時は個人情報 flowed たらまずいのですが、災害時は情報が流れた方がいいのです。ただし、ここは平時の個人情報の扱いを審議する場であるということは、忘れずにいたいと思います。それでは、今日どこまで作業工程を進めるかについてのご意見をいただきたいと思います。今日、ここですべてに関して結論を出すべきと考えている方は。あまりいらっしゃいませんか。

(委 員) 申請があった人については、早速行ってもいいかなと思います。

(会 長) 申請のあった人に関してだけ切り離して開始するのは可能でしょうか。

(高齢者支援課) 自治会に対する説明会を来月に行くことを考えております。詳細については、一部説明を割愛することも可能と思っておりますが、同意があった人に関しては、当面制度を動かしていくことをお認めいただけますと、私どもは大変助かります。

(会 長) 名簿に関しては、情報の抽出はOKです。A名簿は希望者、B名簿はキットだけ欲しい人、C名簿は希望しない人、D名簿は非該当者名簿で事務作業上の名簿ですね。これも目的外利用になるのですか。

(高齢者支援課) まず、該当者を抽出させていただきます。AからEまでの名簿に分けるのですが、D名簿を作る目的は、何年かのちの更新する事務作業時に必要です。

(会 長) AからCに該当しないが、回答があった人がD名簿ですね。この審議会でD名簿の議論が必要なのはリスト抽出上、目的外利用が発生するから第14条の同意が必要ということですね。とすれば、AとBが特に懸案で、これを審議会が承諾すれば今日できてしまいますね。

(委 員) C、D、E名簿をきちんと保管していく、そしてAとBを充実させるということになるのでしょうか。

(会 長) この名簿作成自体で、C、D、E名簿が個人情報保護とバッティングするところはあまりないのではないのでしょうか。

(委 員) このリスト抽出の段階で全員が載っているのですから。それをC、D、E名簿に分けてリストを作って保管する点については、問題ないと思います。あとは、CやE名簿をもとに、名簿登載者に連絡をとりA名簿やB名簿に載るよう働きかけていく点を検討していけばいいのではないのでしょうか。

(高齢者支援課) C名簿は災害が起きた場合、避難所で確認が必要となる際に使用する名簿です。E名簿については、回答したくない意向の方も含まれるのですが、一方でさまざまな事情により申請ができなかった場合もありますので、支援センター等で申請のお手伝いをして、要援護者の掘り起こしをしていく必要があると思っております。そのためのE名簿作成ですので、個人情報を広く外部に提供させることを目的とした名簿ではござい



ません。ただ、A名簿に関する外部提供のうち地域協力者への協力をどのような形で求めたらいいか、この点をご整理いただきたいと思います。

(会 長) では、A名簿の地域協力者の問題に戻りましょう。自治会加入者の場合は裁量権が役員さんにあり、役員さんからは誓約書を取るが、地域協力者レベルに関しては、市は覚知しないのですね。

(防 災 課) 地域協力者は特定します。市は地域協力者のお名前を把握します。

(会 長) ただ、保秘に関する誓約書は取らないということですね。さてその問題ですが、自治会にいい意味での裁量権を認めるか、それとも、情報が流れる危険性があるので、地域協力者への提供は制度としてだめだということか。あるいは、制度として認めるとしても、保秘に関して地域協力者全員から誓約書をとるか。3つの考え方のいずれかになると思います。

(委 員) 自治会に情報提供して、その後の扱いは自治会の考え次第ということになると、個人情報提供の問題を最終的に自治会に任せるのはいかがなものかと思います。

(会 長) 自治会のフリーハンドを認めないという考えですか。その時に地域協力者は決めざるを得ないから誰か決めますね。その決めた協力者から誓約書を取れば、今言われた問題が解消されると思いますか。

(委 員) 民生委員の方々はさまざまな角度から選ばれます。

しかし地域協力者は個人的な感情がありますし、信頼性などいろいろな問題がありますので、地域協力者への外部提供は、最小限に留めるべきだと思います。

(会 長) 逆に、自治会非加入者は民生委員を通じて地域協力者を選びますが、この場合は地域協力者からも保秘の承諾書も取るのですが、それもだめですか。

(委 員) 協力者を決めるにあたって対象の要援護者から承諾書を取るならば、そこで情報を与えることを本人が同意したことになるから構わないと思います。ただ、要援護者の意向が無視されて、民生委員が決めた地域協力者を要援護者本人が分からない状態では支障がある。

(会 長) 民生委員が地域協力者を選定する過程には、本人同意が必要だという考え方ですね。他にご意見はありますか。

(防 災 課) 補足させていただきます。自治会に地域協力者を選出していただく、そこで、要援護者が該当の地域協力者のことを知っている、要援護者と地域協力者との信頼関係を作っていく必要がありますので、当然地域協力者の名簿を作る必要があると考えています。これは、不特定の方に情報を提供するものではありません。

(会 長) 手続き関与と同意という過程で市側の関わりが入るのですか。

(防 災 課) そのあたりは要綱の中に整備させていただきます。

(会 長) 自治会から地域協力者を選定するケースでは、市側が後見的な関わりが入ればいいと思っています。一方民生委員の立場はまた違いますから、自治会よりは、市の関わりの必要性は比較的弱くなる。そういう段階性のある議論だと思っています。要は、自治会経由で地域協力者を決める時に、市が必要最小限の関わりを整備、準備ができるならば、この問題に関しては、進めていっていただきたい。

(委 員) 地域協力者は要援護者からの同意も得るのですね。

(委 員) それであれば、リストを出す時に候補者の名を書いていただければ、逆にその人に話をすれば、円滑に進むのでは。

(会 長) その辺の情報を管理するのは行政的には可能ですか。

(高齢者支援課) 支援する人がいらっしゃる方はA名簿には上がってきません。支援の確約がない場合に、支援してもらえるかもしれない人としてこの人がいる、という意味でしょうか。

(委 員) 本人の希望で、助けて欲しい人の名前を回答書に書くということです。

(高齢者支援課) そういったことでしたら可能だと思います。ただし、個々の自治会で協力者を決める時のすべてに立ち会うのは物理的に難しいので、その過程は自治会の方にお任せしてお願いしたいと思います。

(委員) そうしますと個人情報の外部提供ではないです。地域協力者と要援護者の承諾関係です。「何かあった時に頼むね」ということを確認しあうだけのことで、自治会さんの方である程度取りまとめていった方がいいと思います。

(会長) 自然発生的な、非公式な情報提供と、市側が行う一方的な情報提供が並行的に行なわれても差し支えないということですか。

(委員) 民生委員までは、市からの情報を提供してもいいと思いますが、それ以降の流れでは住民から情報を直接出してもらい、上げてもらうという考えをとったかどうか。皆さんが選んだ民生委員に市から提供された情報を利用するのは、災害発生時の問題ですから。それ以外は、個人的に親しくしている人などの情報を、自治会が内部で提供してもらって決めていったらいいのでは。

(会長) 結論としては、地域協力者までは市からの情報を提供しない。

(委員) 自治会まではいいと思います。

(会長) 民生委員ルートの方では地域協力者まで提供しても構わないですか。

(委員) いえ、地域協力者として認定する仕組みがあるのであれば構わないが、そうでなければ自治会と民生委員までだと考えます。

- (会長) さて、A名簿の地域協力者の問題に関してはお一人ずつうかがってみましょう。
- (委員) 私は、民生委員と自治会長さんが連絡取り合うところまでにとどめるべきと思います。
- (会長) 地域協力者にまでは情報を流さないということですね。
- (委員) 民生委員と協力して決めるということなので、個人情報には民生委員が分かっている程度がいいのかなと思います。地域協力者は、自治会と民生委員が調整する中で見つける。
- (会長) 自治会や民生委員が、情報を地域協力者に口頭で伝えるかというのも微妙な問題ですね。ただし、地域協力者的人を介在させることには反対ではないということですね。
- (委員) 地域協力者にとっては、守秘義務の誓約書類を提出することが負担になると思います。
- (会長) あり方としては、ご本人が自治会の人や地域協力者と会う機会があれば、ご本人の口から自分の情報を地域協力者に話せばいいということですね。公的なほうから個人情報を流す必要がないということですね。
- (委員) 市に情報を戻すのではなく、自治会の方で進め方を決める形で事務作業をされることがあってもいいと思

います。自治会に任せると言うことがあってもいい。

(委員) 本人が地域協力者に頼むと言えばそれは問題ないですね。細かい内容を流すと情報漏えいの危険性もはらむかもしれないが、その一方で危険性を疑ったらきりが無い。ある程度のところまでの外部提供はいいのではないかと。

(会長) 地域協力者までは流さないということですか。

(委員) いえ、流すことを考えています。

(会長) 地域協力者まで告知するということですね。

(委員) もしそれで心配があったら、やはり地域協力者からも誓約書をとっておくことにすればいいと思います。

(防災課) 私どもが考えているのは、名簿に基づいて自治会に情報を提供し、要援護者に対しての協力者をつくります。その際登録者台帳をつくって、誰がその要援護者に対する協力者か分かるようになっておりますので、情報の漏洩についてはあまり懸念されなくてもいいと思います。

(委員) 要援護者はどれくらいいるのですか。

(防災課) 市の持っている情報では、対象者は1万3千から1万4千と先に申しあげたところですが、それから更に絞り込んで、A名簿がどれくらいになるかということになります。

(委員) 3千、4千人がA名簿に登録される可能性がありますね。地域協力者が仮に2名いるとしても1万人に近い名簿ができあがりますね。

(委員) 知らない人が自分の情報を知っているという状況はやはり気分が悪い。ご本人が自ら障害などのことを話していくような体制をつくった方がよいと思います。市からの情報は民生委員くらいまでにとどめておいて。

(会長) ご本人からの申告が得られるような場を市の指導等で実現していただく形にするということですね。

(委員) 自治会長と地域協力者の関係を重視するが、市からの情報は、自治会長までということにする。ただ、それでも注意すべき点は、任期1年の自治会長が多いということです。その辺の事情は行政の方でも知っていると思いますけれども、誓約書をきちんととって保秘し、次に引き継ぎしてほしい。

(委員) 地域協力者は、担当する要援護者の情報だけを保有するということですね。

(防災課) 基本的には1対1です。

(委員) そうしますと協力者まで外部提供してもいいのではないのでしょうか。

(防災課) 最低でも2人は協力者がいないといけません。

(委員) 2、3人に提供するのであればいいと思います。

(会長) ここまでの結論としては、おふたりの委員は協力者まで、その他の方は、協力者までは消極的ということですね。

(委員) 会長の意見はどうでしょうか。

(会長) 私個人としては、地域協力者まで提供してもいいのではないかと思います。

(委員) その協力者の方の状況が把握しづらくても、ということですか。

(会長) 防災課の話では、地域協力者の名簿はつくと。あとは、何かあった時にその名簿をつかった市側が責任を持つということになるのです。

(委員) 個人情報が出てしまった時に、どう防ぐかが問題です。地域協力者まで提供しない方がいいと私は思っています。

(会長) 問題が起こった時は、行政が責任を取るべきです。市で名簿をつくっていただいて、地域協力者を把握していただく。それから漏洩の問題が起きた時に対応をきちんとしていただく。地域協力者のところまで要援護者の情報が届いてないと、この施策自体が絵に描いた餅になってしまいかねないと思っています。問題が起きることはありうるのですが、それは、究極的には市の方に責任があります。



(委員) 市の方に協力者の名前が登録されていれば。

(会長) それは大丈夫ですね。自治会ルートのもの、民生委員ルートのもの、いずれも地域協力者名簿をつくるということですね。名簿を通じて市が関与する。

(高齢者支援課) 要援護者の方のうち、支援してほしいと申し出があった方に対して、市としても手立てを考えようという仕組みですので、ご理解いただきたいと思います。

(会長) 要するに、地域協力者の名簿がつくられるのかどうかという問題です。それを市側がつくるなら、そこで漏洩などの問題があった場合は市の責任ということですね。

では、最終的に決を取らせていただきます。第1の話題である住民基本台帳の方から様々な情報を抽出して名簿を作ることの目的外使用については全員承諾ということでしょうか。全員承諾ですね。次にC名簿その他の名簿を作成して民生委員に外部提供することについてはどうでしょうか。これも全員承諾ですね。次にA名簿及びB名簿の問題ですが、条例の第8条に基づく承諾。これも承諾でよろしいですね。ここで、A名簿の外部提供の範囲の問題ですが、自治会、民生委員までで止めるのではなく、市側で把握する地域協力者にまで個人情報が入ることをご承諾いただけますでしょうか。

(委員) 委員として、責任が残りすぎると感じる所もありますが。

(会 長) 挙手していただけますか。4名の方が賛成です。それではいずれも可決されたということになります。B名簿はどうでしょうか。本人同意があり、民生委員に渡すことですから、その辺は反対がなかったと記憶しております。よろしいでしょうか。それでは、この結論をまとめ、市長への答申につきましては、後日起案いたします。

次に、会議次第3の(4)「個人情報を取り扱う事務の届出について」を事務局からご説明いただきたいと思えます。

(事務局) それでは、説明させていただきます。これは、府中市個人情報の保護に関する条例第9条第1項の規定により、個人情報を取り扱う事務の届出があったものについてご報告するものです。今回ご報告するのは、資料6にございます「府中市まちづくり活動に関する支援要綱・府中市まちづくり専門家の派遣等に関する支援要領」事務でございます。地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現するため、市民の主体的なまちづくり活動への助成と、専門家の派遣を本年9月より行うことになり、これに伴い新たな個人情報の取扱いが発生したものです。

(会 長) では、「個人情報を取り扱う事務の届出について」、の説明が終わりましたので、どなたかご質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

(会 長) では、ご質問もないようですので、次に、会議次第  
4「その他」について、事務局から何かありますで  
しょうか。

(事 務 局) それでは、会議次第の4の「その他」ですが、会議  
終了後に報酬に係る委任状を回収いたしますので、事  
務局の者にお渡しくくださいますようお願いいたします。

(広報課長補佐) 委員の皆様、本日は、長時間に渡り、大変、お疲れ  
さまでした。これをもちまして、平成21年度第1回  
府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させてい  
ただきます。